

# 事業所連合会ニュース

2010(平22)10月28日発行

特定非営利  
活動法人 全国精神障害者就労支援事業所連合会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-23-13

TEL 03-3368-9290 / FAX 03-3362-9377  
e-mail: info@vfoster.org

## 第14号

### 【添付資料】

- Job Mentor 13号 ..... 添付1
- 第22回全国精神保健職親研究会開催案内（参加申込書） ..... 添付2
- 「働く生活ストーリー3」原稿大募集 ..... 添付3
- 「働くことについてのピア相談」チラシ ..... 添付4
- 平成23年度障害者雇用施策関係予算概算要求のポイント ..... 添付5

## 平成22年度社会適応訓練事業研修会（神奈川大会） 盛会に開催

10月18日・19日の両日、平成22年度全国精神障害者社会適応訓練事業研修会（神奈川大会）が、かながわ労働プラザにて成功裡に開催されました。『“働きたい”気持ちを支えたい「自分たちの使命を発見しよう！！」』のスローガンのもと、制度に関する講義、事例など多彩なプログラムが滞りなく終了し、神奈川の関係者層の厚さを感じると共に、改めて社会適応訓練事業の有効性を確認することができた会となりました。

忙しい業務の中で主催いただいた、「かながわ精神障害者就労支援事業所の会」の皆様をはじめ、事前の実行委員会から当日の運営までご協力いただいた神奈川の皆様には、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

## 第22回全国精神保健職親研究会を開催

添付資料参照

### 精神障害者社会適応訓練事業の再構成のために～実態調査を踏まえた情報交換と意見交換の集い～

来る11月19日(金)に東京都南部労政会館（JR山手線「大崎」駅 南改札口徒歩3分）において、第22回職親研究会を開催します。例年、精神障害者社会復帰促進研修事業（厚生労働省補助事業）として6月に開催していましたが、本年度は補助金確保の見通しが立ちませんが、事業再構成にあたり重要な時期と捉え、自主財源にて開催することとしました。

社適事業の担当課である厚労省精神・障害保健課の福田祐典課長をお招きし、社適事業の現状および課題についてご講演いただくとともに、本会で行った「精神障害者社会適応訓練事業の実施状況調査」（平成22年4月調査）結果に基づいて、全国各地の社適事業の状況について意見交換をします。

開催間近ですが、関係各位にご周知いただきますと共に、皆さまのご参加をお待ちしております。

## 平成22年度精神障害者社会復帰促進研修事業について

上記の全国精神障害者社会適応訓練事業研修会ならびに全国精神保健職親研究会は、例年「精神障害者社会復帰促進研修事業」という厚労省補助事業として実施されてきました。今年度も補助事業への申請を視野に入れて準備を行っていましたが、今年度から入札方式に変更となり、その結果、当会は入札できない状況で、補助金確保の見通しは立たなくなりました。

全国精神障害者社会適応訓練事業研修会（神奈川大会）は、一時は開催も危ぶまれましたが、関係各位の寄付金により開催にこぎつけることができました。来る全国精神保健職親研究会は、講師、発言者の皆様にもご協力いただき、参加費内で開催する手作りの研究会となる状況です。

## 平成23年度障害者雇用施策関係予算概算要求のポイント

添付資料参照

来年度予算のポイントを入手しました。ハローワークにおける精神障害者雇用トータルサポーター(仮称)配置が拡充施策となっています。また、本年度新規事業の「精神障害者雇用安定奨励金」が普及していません。精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対して奨励金が支給されますので、再度ご確認のうえご活用ください。

## 「平成22年度 働く精神障害者からのメッセージ発信事業」受託決定

(厚生労働省委託事業)

平成19年より当会で受託している標記厚労省委託事業について、本年度も受託することが9月27日付けで漸く決定しました(事業費約840万円)。入札方式の変更による決定の遅れにより、実施期間が半年しかないため、全国5カ所でのセミナー開催地の決定や、啓発誌の発行の原稿募集などが急ピッチで進められています。詳細が決まり次第、ホームページや「連合会ニュース」にてお知らせしますので、ご協力の程よろしくお願いたします。

なお、啓発誌とピア相談については、下記内容で進められています。

### 「働く生活ストーリー3」の原稿を大募集します

添付資料参照

昨年は「働く生活ストーリー2」で16人の体験談を紹介しましたが、大好評で各方面より多数お問い合わせいただきましたので、今年度も第3弾として原稿を募集します。添付のチラシ内容に添って、積極的な周知と応募をお待ちしています。原稿〆切は、12月19日必着です。

### 「働くことについてのピア相談」の周知にご協力ください

添付資料参照

全国7か所で携帯電話により実施している「働くことについてのピア相談」も、昨年度より引き続き(一部10月より再開)実施しています。精神障害のある方の働きたい気持ち、就活での困りごと、職場の悩みなど、働くことに関するさまざまな内容について、自らさまざまな経験を持つ当事者がお話を伺います。全国各地で働いている当事者の方に、下記の電話番号を広くお知らせ下さい。

#### 「働くことについてのピア相談」

ブロック	電話番号	相談日	相談時間
北海道・東北	080-3196-7952	木・金	10:00～14:00
北信越	080-3363-5119	火・水	13:00～17:00
関東	080-3711-6901	月・金	11:00～17:00
近畿・東海	080-3711-6902	土・日	9:00～16:00
中国・四国	080-3711-6903	火・土	12:30～15:30
九州・沖縄	080-3711-6904	火・金	10:00～19:00
事務局	080-5547-4908	月・木・金	10:00～16:00

(在住ブロックに関係なく電話できます。)

### 就労支援啓発誌「Job Mentor」13号発行

添付資料参照

財団法人JKA(旧・日本自転車振興会)の助成による就労支援啓発誌「JobMentor」の13号を発行しました。1万部の配布予定ですが、配布予算が含まれていませんので、配布にご協力ください。必要部数をご連絡いただければ、お送りします(送料のみご負担願います)。

### 平成22年度第2回役員会を開催しました

神奈川大会終了後の10月19日、平成22年度第2回役員会を開催しました。今年度事業の経過報告を中心に審議されました。今年度、厚労省補助事業が入札方式に変更になったことにより実施体制に大きな影響を及ぼしている状況や、社会適応訓練事業の今後の不透明な状況のままであることを鑑み、①厚労省委託事業の入札方式の変更、②社会適応訓練事業の検討会設置、③就労支援に関する啓発活動強化に関する要望書を提出していくことを確認しました。

### 「こころのボイスマガジンきっと元気+」(ラジオ番組)放送中

- ◎ラジオNIKKEI第1(短波)毎月第1・第3土曜日:20時～20時30分(第2・第4土曜日は同時間帯で再放送)
- ◎インターネット <http://medical.radionikkei.jp/kitto/>(いつでも好きな時間に聴くことができます)

#### 事業所連合会ニュースについて

今回のニュースは、各都道府県職親連合会、当会会員の皆さまに送付しております。

内容・発行形態等何でも結構ですから、ご意見ご要望をお聞かせください。(担当:桶谷)

※事業所連合会のホームページ(<http://vfoster.org>)も併せてご覧ください。

## 精神障害者の総合的な雇用支援の実施

【平成23年度概算要求ベース】

### ○精神障害者雇用トータルサポーター（仮称）の配置【拡充】

精神保健福祉士、臨床心理士等の資格を有する精神障害者就職サポーターをハローワークに配置しカウンセリング等を行ってきたが、これまでのカウンセリング等の業務に加え精神障害者に関する企業の意識啓発、雇用事例の収集、職場の開拓、就職に向けた準備プログラムや職場実習の実施、就職後のフォローアップなど寄り添い型の支援を行う精神障害者雇用トータルサポーター（仮称）をハローワークに新たに配置し、精神障害者に対する総合的かつ継続的な支援を行う。

（稼働予定）22年度 16,829人日 → 23年度 27,064人日（新規求職者の伸びに対応）

### ○医療機関と連携したジョブガイダンス事業の実施

デイケア等を利用している精神障害者で就労を希望する者、精神障害者退院促進事業の対象者のうち退院後就労の可能性の高い者を対象として、地域の医療機関等のニーズに応じハローワークが直接出向いて就職活動のノウハウ等を付与するジョブガイダンスを引き続き実施し、医療・福祉から雇用への移行を促進する。

### ○精神障害者ステップアップ雇用奨励金の活用促進

精神障害者の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」及び「精神障害者グループ雇用奨励加算金」の活用を促進する。

（対象者数）22年度 840人 → 23年度 680人（奨励金：25,000円/月）

### ○精神障害者雇用安定奨励金

精神障害者の雇用の促進・安定を図るため、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた企業に対する奨励金を平成22年度に創設したところであり、この奨励金の活用促進を図ることにより、精神障害者の一層の雇用促進、職場復帰支援及び職場定着を図る。

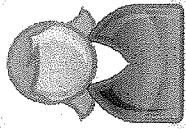
### ○働く精神障害者からのメッセージ発信事業

職業的自立に向けた講習会及び当事者による経験交流会を全国7ブロックで開催するとともに、メッセージ集の作成、ピアカウンセリングを行う。

### ○精神障害者に対する雇用管理ノウハウの蓄積と普及【新規】

平成21・22年度に実施した「精神障害者雇用促進モデル事業」の事例集を作成するとともに、全国6ブロックにおいて当該モデル事業の企業担当者等を招いたセミナーを開催し、精神障害者に対する雇用の促進を図る。

# 精神障害者雇用トータルサポーター(仮称)の設置について



## 精神障害者

(新規求職者約34,000人)

- 緊張感や不安感が非常に強い者
- 生活面での課題がある者
- 離職を繰り返す者
- 障害受容や認知が十分でない者
- 障害の開示を検討中の者
- 安定所以外の支援機関の援助が得られない者(約7割)



## ハローワーク 専門援助部門

### 精神障害者雇用トータルサポーター

- \* 精神障害に関する専門的知識・カウンセリングスキルを有する者
- \* 企業文化に精通している者

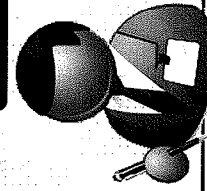


支援依頼

職業評価

準備支援

ジョブコーチ



職業センター

連携

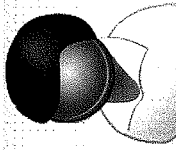
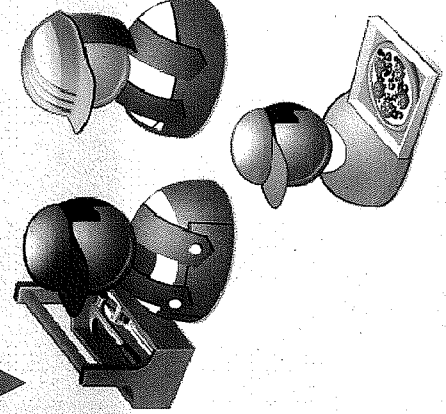
事業主

意識啓発

求人開拓

フォローアップ

職場実習



- ・ なかぼつセンター
- ・ 就労移行支援
- ・ 医療機関等

# 精神障害者雇用安定奨励金の概要

(平成22年度新規事業)

## 1 趣旨

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、新規雇用した精神障害者や在職中の精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、奨励金を支給する。

## 2 奨励金の内容

	対象	支給額	対象事業主
1	精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱した場合	雇用1人当たり 年180万円を上限 委嘱1人当たり 1回1万円	精神障害者を新規雇用する事業主
2	社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修させた場合	履修に要した費用の2/3 (上限50万円)	精神障害者を新規雇用する事業主
3	社内で精神障害に関する講習を実施した場合又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に関する講習を受講させた場合	講習に要した費用の1/2 (1回5万円を上限、年5回を上限)	精神障害者を新規雇用又はうつ病等休職者を復帰させる事業主
4	在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合	配置した在职精神障害者 1人当たり25万円	精神障害者を新規雇用又はうつ病等休職者を復帰させる事業主